

### 吉野川市新ごみ処理施設整備・運営事業概要についてお知らせします

事業概要	
事業名称	吉野川市新ごみ処理施設整備・運営事業
事業用地	徳島県吉野川市鴨島町山路字廣谷
事業方式	DBO方式…設計 (Design) 建設 (Build) 運営 (Operate) を一括して発注する方式
事業内容	準連続燃焼式ストロカ炉、処理能力42t/日 (21t/16h × 2炉) の設計・施工 15年8カ月間の施設運営管理業務
事業期間	事業期間：契約日～令和23年3月31日 設計・施工期間：契約日～令和7年7月31日 運営期間：令和7年8月1日～令和23年3月31日
事業者	川崎技研・西松建設特定建設工事共同企業体
応札金額	建設工事 48億4,000万円 運営管理 52億300万円 (15年8カ月間の総額)

問い合わせ **事業推進課**  
☎ 22-2287 FAX 22-2247

### 成人式新名称決定『二十歳を祝う会』

民法の改正に伴い令和4年4月1日、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。このことを受け、20歳を対象としている「吉野川市成人式」も検討をした結果、成年年齢引き下げ後の令和4年度以降も従来どおり「20歳を迎える人」を対象として、名称変更のみ行い、式典を開催することとしました。新名称は、8月15日に開催した成人式実行委員会や教育委員会内でも審議を行った結果、『二十歳を祝う会』に決定しました。



問い合わせ **生涯学習課**  
☎ 22-2271 FAX 22-2270

### 市ホームページリニューアル(予定)に伴いバナー広告を募集します!

令和5年1月からの市ホームページリニューアル(予定)に伴い、掲載するバナー広告を募集しています。バナー広告とは市ホームページに画像を貼付し、掲載を希望する団体のホームページなどを紹介するもので、企業の宣伝やイベントの告知などに活用可能です。**広告掲載料** 月額1枠あたり1万円(税込み) ※3カ月以上継続して掲載する場合は10パーセント相当額を、6カ月継続して掲載する場合は20パーセント相当額を、それぞれの月額料金から割引します。その他、申込方法や掲載基準など詳しくは、市ホームページを確認してください。



市ホームページ 二次元コード

問い合わせ **市長公室**  
☎ 22-2203 FAX 22-2244

### 1歳6カ月児フッ素塗布事業のお知らせ

本市では、1歳6カ月児健診対象者に無料でフッ素塗布事業を実施しています。(対象のお子さんには個別に通知しています。) フッ素には歯を強くする働きがあり、むし歯予防に効果があります。それに併せて、ジュースなどの甘い物を控える、寝る前に仕上げみがきをするなどの生活習慣を整え、むし歯を予防しましょう。



- 対象者によって有効期限が異なります。実施期限内に受診してください。
- 受診の際は、事前に指定歯科医療機関へ診察時間などを確認し、案内に同封している「受診票」に必要事項を記入の上、持参してください。
- 受診前には必ず「歯みがき」をしてください。

問い合わせ **健康推進課**  
☎ 22-2268 FAX 22-2245

### 障害者控除対象者の認定制度

身体障害者手帳などの交付を受けていない65歳以上の方が、「障害者または特別障害者に準ずる者」として認定を受け、認定書を確定申告(川島税務署など)、所得申告相談(市役所など)、または年末調整時に提示すると、所得税や市・県民税で「障害者控除」が受けられます。(※所得やほかの控除により、税額に影響が出ない場合もあります) 認定を受けるためには申請書の提出が必要です。**●申請に必要なもの** 申請者の本人確認書類(例 免許証、マイナンバーカード など)**●申請場所** 社会福祉課(本館2階)または各支所(川島・山川・美郷)**●申請期限** ①介護保険の要介護・要支援認定者…随時 ②前記①以外の方…12月9日(金)**●認定方法** ①介護保険の要介護・要支援認定者 申告の対象となる年の12月31日(基準日)に有効な主治医意見書などで判定 ②前記①以外の方 申請後、面接調査に伺い判定 ①、②とも、結果(認定書)は後日郵送します。 ※非該当となる場合もあります。

問い合わせ **◆申請と認定について 社会福祉課障がい福祉係**  
☎ 22-2263 FAX 22-2260  
**◆障害者控除について 税務課課税係**  
☎ 22-2215 FAX 22-2247

### 資源ごみに異物を入れないでください

空びん、空き缶、ペットボトルの中に、吸い殻などの異物を入れないでください。汚れているもの、中身が入っているものについては収集できません。ごみに出す場合は中身を空にして、きれいにすすいでから出してください。協力をよろしく願います。



問い合わせ **運転管理センター**  
☎ 25-2111 FAX 25-2112

### おしえて!! 歯医者さん

#### 第77回高齢者のフッ素

質問 孫のところに市からフッ素塗布の受診券が送られてきましたが、歯科のフッ素塗布は高齢者にも効果はあるものなのでしょうか。

回答 フッ素は、一般的に子どもが使うものと思っておられる方が多いかと思っております。しかし、最近では高齢の方でも自分の歯を維持できている方が増えてきており、同時にむし歯になるリスクも高くなってきます。つまり、年齢の若い方と同様にむし歯予防が必要ということになります。

高齢になると、口の自浄作用が弱まり、そのため口腔内の細菌が繁殖しやすい状態となり、むし歯になりやすくとされています。また、治療による詰め物、被せ物が多くみられるため、歯の本数も減り、入れ歯を使用している方も多くおられることから、さらにむし歯のリスクが高まります。歯のまた、歯ぐきがやせ、歯の根の部分の露出が大きくなるといく傾向にあり、その部分は歯質が弱いので、むし歯

(根ズメの歯)にかかりやすく進行も早いとされています。それに対する予防法の一つとして、フッ素化合物(フッ化物)応用が挙げられます。一般的には、フッ化物配合歯磨剤、フッ化物歯面塗布、フッ化物洗口などが挙げられます。フッ化物配合歯磨剤はご家庭で、フッ化物歯面塗布およびフッ化物洗口は歯科医院にて行います。ただ、フッ化物洗口は高齢の方の場合が難しいと誤飲する可能性があります。注意が必要です。また、令和4年度から、高齢者の根面う蝕に対するフッ化物歯面塗布が保険適用となりました。

近年「8020運動」の取り組みなどもあり、自分の歯をより多く持つ方が増えてきています。フッ素を効果的に使用して1本でも多く自分の歯を維持していきましよう。詳しくはかかりつけの歯科医院にてご相談ください。**【吉野川市歯科医師会】** お口の質問を募集しています。下記までメールまたはFAXでお寄せください。

●お口の質問について(窓口) ●  
市長公室 FAX 22-2244 メールアドレス m-koushitsu@yoshinogawa.i-tokushima.jp